◇**美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律**（法律第八二号）（環境省）

1　目的

この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律における「海岸漂着物」、「海岸漂着物等」及び「海岸管理者等」の定義をすることとした。（第二条関係）

3　基本理念

海岸漂着物対策に関する基本理念として、総合的な海岸の環境の保全及び再生、海岸漂着物等の処理に係る責任の明確化と円滑な処理の推進、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制、海洋環境の保全、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保、国際協力の推進を定めることとした。（第三条～第八条関係）

4　責務及び連携の強化

海岸漂着物対策に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めるとともに、国は、海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化に必要な施策を講ずることとした。（第九条～第一二条関係）

5　基本方針

政府は、海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向等について、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならないこと等とした。（第一三条関係）

6　地域計画等

㈠　都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容等について、海岸漂着物対策を推進するための計画を作成すること等とした。（第一四条関係）

㈡　都道府県は、住民及び民間の団体、関係行政機関、地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会を組織することができること等とした。（第一五条関係）

㈢　都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者又は民間の団体を、「海岸漂着物対策活動推進員」又は「海岸漂着物対策活動推進団体」として委嘱等することができること等とした。（第一六条関係）

7　海岸漂着物等の円滑な処理

㈠　海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないこと、海岸管理者等でない海岸の占有者等は、その土地の清潔が保たれるよう努めなければならないこと、市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならないこと等とした。（第一七条関係）

㈡　都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができることとするとともに、環境大臣は、当該協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができることとした。（第一九条関係）

㈢　都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができることとした。（第二〇条関係）

㈣　外務大臣は国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、外交上適切に対応することとした。（第二一条関係）

8　海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、発生の状況及び原因に係る定期的な調査、森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置、土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努めること等とした。（第二二条～第二四条関係）

9　その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

㈠　国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等との緊密な連携の確保及び支援に努めるものとするとともに、支援に際し、その活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めることとした。（第二五条関係）

㈡　政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならないこと、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について特別の配慮をすること、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めることとした。（第二九条関係）

㈢　政府は、海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うとともに、推進会議に専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置くこと等とした。（第三〇条関係）

㈣　政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならないこととした。（第三一条関係）

10　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から施行することとした。

㈡　この法律の規定については、この法律の施行後三年を経過した場合において、施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

◇**外務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八一号）（外務省）

1　経済局に新たに国際経済課を置き、その所掌事務を定めるとともに、経済統合体課を廃止するほか、経済局政策課の所掌事務を改めることとした。（第六三条～第六五条関係）

2　国際協力局に新たに開発協力総括課、気候変動課、緊急・人道支援課及び国別開発協力第三課を置き、その所掌事務を定めるとともに、総合計画課、専門機関課、無償資金・技術協力課及び有償資金協力課を廃止するほか、多国間協力課を地球規模課題総括課に改組することとした。（第七一条～第七八条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、平成二一年七月二七日から施行することとした。（附則第一条関係）

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一八二号）（経済産業省）

1　経済産業大臣の許可を要する輸出として、ターボプロップエンジン等の輸出を追加する所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二一年一〇月一日から施行することとした。

◇**水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令**（政令第一八三号）（環境省）

1　法人税に係る課税の特例につき、損金算入の対象となる欠損金額の計算方法等を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

3　その他所要の改正を行うこととした。